

議員定数の見直しに当たっての考え方について

注1 平成20年度以降に議員定数の見直しを行った政令指定都市を対象としています（ただし、市町村合併による見直しを除く。）。

2 「直近の定数見直し年度」については、定数条例の施行日を基に記載しています。

3 岡山市の議員定数については、次回の一般選挙から現行条例で定める46人となります。

都市名	直近の定数見直し年度	変更定数	定数決定の基準となった考え方
仙台市	平成23年度	60→55	<p>議会改革の一環として、また、各選挙区における定数のバランス及び議員一人当たりの人口の他政令市とのバランスを勘案し、議員定数の削減を行ったものであり、平成17年の国勢調査結果から算出した配当基数（※）に基づき各選挙区への配当を行い、新定数を決定した。</p> <p>※配当基数 … 議員定数（総数）とその選挙区の人口とを乗じたものを総人口で除して得た数値</p>
さいたま市	平成20年度	64→60	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行部側が行財政改革の中で職員数を5%強削減し、議会としても同程度の定数の削減に取り組んだ。 ・ 他の政令指定都市の平均をとると、議員の割合は、概ね人口2万人に1人であり、その数を基準とした。
川崎市	平成23年度	63→60	<p>平成22年国勢調査を受けての見直しにおいて、見直し前の63人から3減の60人とし、各選挙区の定数について人口に近い4区をそろえることとした。</p>
横浜市	平成23年度	92→86	<p>地方自治法の法定上限からの削減率で、政令市全体の平均値8.7%を上回る10.4%、約1割の削減率ということの一つの目処に、さらに、厳しい財政状況のもとで行財政改革を進めている市の取組状況、市民意識や社会の趨勢、議会の審議能力や住民意思の適正な反映を確保するとともに、より効率的、効果的な議会運営を行う必要性など、様々な見地から総合的に検討が行われた。</p> <p>なお、議員定数の見直しに関しては、横浜市の基本条例の制定に関する調査特別委員会の検討項目に含まれており、今後さらに検討が行われる予定である。</p>

都市名	直近の定数見直し年度	変更定数	定数決定の基準となった考え方
浜松市	平成23年度	54→46	全ての区（7区）で定員を削減することを前提とし、人口や地域の特性を考慮して各区の削減数を決定した。
大阪市	平成23年度	89→86	平成17年の国勢調査人口に基づき当時の定数（89人）を検証すると、いわゆる逆転現象が多数あり、1票の格差も1.706となっていることが明らかとなった。このような実態や、市の非常に厳しい財政状況を考慮し、総定数を抑制する観点から、定数を3人削減することとした。これにより、1票の格差は1.487に改善した（当時）。
岡山市	平成23年度	52→46	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の本来的機能を果たす上での議員定数 ・ 他の政令市との比較 ・ 常任委員会の数やその定数及び偶数、奇数 ・ 議員1人当たりの人口に関する視点 ・ 議員報酬 ・ 全国の地方議会において定数見直しが行われていることなどの社会情勢
福岡市	平成22年度	63→62	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数については、行財政改革の流れ、市の財政状況、国会や地方議会を含めた全国的な議員定数の削減傾向、市民感情等を考慮するとともに、市における議会改革を着実に進めるため、現行の条例定数から1減とした。 ・ 各選挙区選出議員数については、各区の人口比例に基づき配分した場合の数との均衡を図った。